

## ○契約細則

平成17年5月31日  
細則第1号

〔沿革〕 平成18年 1月17日細則第16号（イ）  
平成19年 6月26日細則第9号（ロ）  
平成22年 7月27日細則第4号（ハ）  
平成26年12月17日細則第12号（ニ）  
平成30年 1月23日細則第1号（ホ）  
平成30年 9月25日細則第2号（ヘ）  
平成31年 3月19日細則第9号（ト）  
令和元年10月29日細則第9号（チ）  
令和4年 9月26日細則第2号（リ）  
令和7年 3月18日細則第2号（ヌ）

### 第1章 総 則

（通則）

第1条 契約規程（平成17年規程第3号）に基づいて、会社が締結する工事、設計、監理、測量及び工事の施行に必要な調査（以下「工事等」という。）の請負若しくは委託契約又は会社が締結する工事等以外（以下「業務等」という。）の売買、貸借その他の契約に関する事務の取扱いについては、この細則の定めるところによる。（ニ）

（契約の方法）

第2条 管理担当取締役、管理部長、PCB処理事業所長又は中間貯蔵管理センター所長（以下「契約職」という。）は、第1条の契約を締結しようとする場合においては、公告して申込みをさせることにより競争に付する方法（以下「一般競争」という。）、指名して申込みをさせることにより競争に付する方法（以下「指名競争」という。）又は随意契約の方法によらなければならない。（ニ）

（契約審議委員会・業者選定委員会）（ヘ）

第3条 契約職は、次の各号に掲げる契約案件においては、一般競争に付そうとする場合における競争参加資格の決定及び競争参加希望者の競争参加資格の有無、指名競争に付そうとする場合における競争参加者の指名並びに随意契約によろうとする場合における見積依頼の相手方の決定について契約審議委員会にはかるものとする。（ヘ）

一 予定価格が1,600万円以上の案件。（ロ）

二 予定価格が、工事では500万円、工事以外では300万円を超えるもので、新規案件かつ、①予算との差が大きい案件、②重要と判断される案件。（ヘ）

2 前項で規定される案件以外については、業者選定委員会にはかるものとする。

3 契約審議委員会及び業者選定委員会の構成等については、別に定める。

## 第2章 一般競争契約

(一般競争参加者の資格)

第4条 契約職は、工事等の請負若しくは委託契約について、「競争参加者の資格に関する公示」により環境省における建設工事又は測量・建設コンサルタント等の一般競争参加資格を有する者、また、業務等の売買、貸借その他の契約については、「競争参加者の資格に関する公示」により国の各省各庁の全調達機関において有効な全省庁統一資格を有する者を、一般競争に参加する者に必要な資格として定めることができる。ただし、第28条第1項第四号イからへの一に該当する場合はこの限りではない。(ニ、へ、ト)

2 契約職は、一般競争に付そうとする場合において、契約の性質又は目的により、当該競争を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認められるときは、前項の資格を有する者につき、さらに当該競争に参加する者に必要な資格を定め、その資格を有する者により当該競争を行わせることができる。(ト)

3 契約職は、第1項及び第2項の規定により資格を定めた場合には、その定めるところにより、随時に、一般競争に参加しようとする者の申請をまって、その者が当該資格を有するかどうかを審査しなければならない。(ト)

4 前項の規定により、競争に参加する者の資格審査が終了したときは、資格を有すると認められた者及び資格がないと認められた者にそれぞれ必要な通知をしなければならない。(ト)

5 契約職は、第3項の規定により資格審査を行おうとするときは、第1項及び第2項に規定する資格並びに第3項に規定する申請の時期及び方法等について公示しなければならない。(ト)

(一般競争に参加させることができない者)(ト)

第4条の2 契約職は、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、一般競争に参加させることができない。(ト)

一 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者(ト)

二 経営状態が著しく不健全であると認められる者(ト)

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者(ト)

四 共同企業体の構成員又は事業協同組合の組合員に前各号に該当する者を含むもの(ト)

(一般競争に参加させないことができる者)(ト)

第4条の3 契約職は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者(当該者が共同企業体の構成員である場合にあつては当該共同企業体を、当該者が事業協同組合の組合員である場合にあつては当該事業協同組合を含む。)を、その事実があつた後2年間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。(ト)

一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者(ト)

二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るた

めに連合した者（ト）

三 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者  
（ト）

四 監督又は検査の実施にあたり社員の職務の執行を妨げた者（ト）

五 正当な理由がなく契約を履行しなかった者（ト）

六 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に  
当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者（ト）

2 契約職は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加  
させないことができる。（ト）

（入札の公告）

第5条 契約職は、一般競争に付する場合においては、次の各号に掲げる事項を入札執行日  
の前日から起算して少なくとも10日前までにホームページへの掲載又は掲示その他の  
方法により公告しなければならない。ただし、急を要する場合又は特別の理由がある場合  
においては入札準備に支障のない範囲で当該期間を短縮することができる。（へ、リ）

一 入札に付する事項

二 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

三 契約条項を示す場所

四 入札執行の場所及び日時

五 契約規程第7条第1項の入札保証金（以下「入札保証金」という。）に関する事項

六 その他必要な事項

（入札に必要な書類の交付）

第6条 契約職は、前条の規定により公告を行ったときは、入札執行日の前日から起算  
して5日前に次の各号に掲げるもののうち、当該入札に必要な書類を一般競争に参加す  
る資格を有すると認められた者に交付するものとする。（へ）

一 契約書の用紙

二 入札書の用紙

三 入札者に対する指示書

四 質疑回答書の用紙

五 共通仕様書及び特記仕様書

六 設計書（金額が記載していないもの。）

七 設計図（位置図、平面図等の図面を含む。）

八 その他入札に必要な書類

2 前項の書類について、必要があるときは、返還させるものとする。

（現場説明等）

第7条 契約職は、一般競争に付する場合において必要があるときは、場所及び日時を指定  
して入札に付する事項について現場説明又は机上説明を行うことができる。（へ、リ）

2 前項における説明事項は、次の各号に掲げる事項とし、現場説明書及び入札者に対す  
る指示書により行うものとする。

一 工事等又は業務等の概要

二 入札及び契約上の注意事項

三 業務履行上の注意事項

四 その他必要な注意事項

3 現場説明又は机上説明を行ったときは、参加した業者名、担当者名及び連絡先等を得なければならない。

(入札保証金)

第8条 契約職は、入札保証金を納入させる場合は、競争に加わろうとする者の見積る契約金額の100分の5以上の現金又は次の各号に掲げる有価証券等で納めさせなければならない。(へ)

一 国債又は地方債

二 政府保証のある債券

三 会社の指定する金融機関の発行する債券

四 その他確実と認められる担保

2 前項の入札保証金は、落札者以外の入札者については、入札執行後、落札者については契約締結後、これを納入者に返還しなければならない。ただし、落札者が契約を結ばない場合は、当該入札保証金は、会社に帰属させなければならない。この場合においては、この旨を入札の公告で明らかにしておかなければならない。

3 契約職は、契約規程第7条第1項ただし書の規定により、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

一 一般競争に参加しようとする者が、保険会社との間に会社を被保険者とする入札保証保険契約を結んだとき。

二 第4条第1項及び第2項の資格を有する者による一般競争に付する場合において、落札者が契約を結ばないこととなるおそれがないと認められるとき。(へ、ト)

(予定価格の作成)

第9条 会社は、あらかじめ作成された予定価格調書に基づき予定価格を決定し、その予定価格書を封書にし、開札の際にこれを開札場所に置かなければならない。ただし、予定価格が200万円を超えないものであるとき又は契約の性質上、予定価格の作成を要しないと認められるときは、この限りでない。この場合において、必要に応じ、その積算資料を当該契約に係る決議書に付記又は添付するものとする。(へ)

2 予定価格の決定者は、次の基準によるものとする。

一 予定価格調書による積算額が1,600万円以上の契約(ロ)

決定者 管理担当取締役

二 予定価格調書による積算額が1,600万円未満の契約(ロ)

決定者 管理部長、PCB処理事業所長又は中間貯蔵管理センター所長(PCB処理事業所長又は中間貯蔵管理センター所長にあつては、PCB処理事業所長又は中間貯蔵管理センター所長の所掌に係る契約に限る。)(ニ)

(予定価格の決定方法)

第10条 予定価格は、取引の実例価格、需給の状況、契約の目的となる工事等及び業務等の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければ

ならない。(へ)

(予定価格等の秘密保持)

第11条 予定価格書並びに予定価格調書及びその作成の基礎となった書類は、別に定める場合を除き、契約締結後といえどもこれを他に漏らしてはならない。(へ、リ)

(入札)

第12条 契約職は、第5条の規定により公告した入札執行の場所及び日時に入札書を入札箱に投入させなければならない。(へ)

2 第1項の規定に関わらず、契約職は、郵便等、代理人又は使者により入札書を送付させることができる。この場合において入札書の入札箱への投入は、入札担当社員をして行わせなければならない。(ホ)

3 契約職は、代理人又は使者によって入札に参加する者がある場合においては、入札の執行に先立ち、代理人によって行う入札については委任状を、使者によって行う入札についてはこれを証する書面を、それぞれ正当なものであるかどうかを確認しなければならない。(ホ)

4 契約職は、第1項又は第2項の規定により入札書が投入された後は、入札書の引換え、変更又は取消しをさせてはならない。(ホ)

(開札)

第13条 契約職は、前条の規定により投入された入札書を開札する場合は、入札者全員の投入が完了したことを確認したのち直ちに行い、最低入札者名及びその入札価格を発表するものとする。(へ)

(入札の無効)

第14条 契約職は、開札を行った場合において、入札書が次の各号の一に該当すると認めるときは、これを無効としなければならない。(へ)

一 入札金額が訂正してある場合

二 入札者の記名押印が欠けている場合

三 誤字、脱字(数字の脱落を含む。)等により意思表示が不明確な場合

四 再度の入札の場合において、前回の最低額を上回る金額で入札されている場合

五 前各号に掲げる場合のほか、会社の指示に違反し又は入札に関する必要な条件を具備していない場合

2 契約職は、入札者が次の各号の一に該当する場合においては、当該入札を無効としなければならない。

一 競争に参加する資格のない者が入札を行った場合

二 郵便等、代理人若しくは使者により送付した入札書が所定の日時までには到着しない場合又は郵便等、代理人若しくは使者により送付された入札書がその封筒により当該入札者の入札書であることが確認し難い場合(ホ)

三 入札保証金の納入を必要とする入札において、これを納入していない者が入札を行った場合(ホ)

四 同一事項の入札について、入札者が他の入札者の代理をしていると認められる場合

五 明らかに連合によると認められる入札を行った場合(ホ)

六 前各号に掲げる場合のほか会社の指示に従わなかった場合（ホ）

3 前2項の規定により入札を無効としたときは、直ちに入札者の面前で当該入札を無効とする旨を明らかにしなければならない。

（再度入札）

第15条 契約職は、第13条の規定により開札をした場合において、入札者の入札のうち最低価格の入札が予定価格の制限を超えているときは、直ちに又は別に日時を定めて再度の入札を行うことができる。（へ、リ）

2 契約職は、前項に規定する再度の入札を行う場合は、当初の入札に参加しなかった者及び前条第2項の規定により入札を無効とされた入札者を参加させてはならない。

3 第1項の規定により再度の入札を行う場合は、予定価格その他の条件を変更してはならない。

（入札の辞退）

第16条 契約職は、入札を辞退する者があるときは、入札（見積）辞退書を提出させなければならない。（へ）

（落札者の決定）

第17条 契約職は、予定価格の制限の範囲内において最高又は最低の価格の入札をした者を落札者とするものとする。ただし、契約の相手方となるべき者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を当該契約の相手方とすることができる。（ハ、へ）

2 契約の性質又は目的から前項の規定により難しい契約については、同項の規定にかかわらず、価格及びその他の条件が最も有利なもの（同項ただし書きの場合にあっては、次に有利なもの）をもって申込みをした者を契約の相手方とすることができる。（ハ）

3 契約職は、第1項ただし書の規定により、必要があるときは、契約の相手方となるべき者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認められる場合の取扱いについて、別に定めることができる。（ハ）

4 第1項の場合において、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を決定しなければならない。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない社員にくじを引かせることができる。（ハ、ニ）

（落札等の告知）

第18条 契約職は、前条の規定により落札者が決定したときは、落札者及び落札金額を、落札者となるべき者がいないとき又は再度の入札を行おうとするときは、その旨を、入札者全員に知らせなければならない。（へ）

（入札状況調書の作成）

第19条 契約職は、入札を執行したときはすみやかに入札状況を明らかにした入札（見積）状況調書を作成し、その概要を社長に報告しなければならない。（へ、ヌ）

(せり売り)

第20条 動産の売払いについて特に必要があると認めるときは、本章の規定に準じ、せり売りに付することができる。(へ)

### 第3章 指名競争契約

(指名競争に付する場合又は付することができる場合)(ト)

第21条 契約規程第3条第1項の一般競争に付することが不利と認められる場合とは、次の各号の一に該当するときをいう。(へ)

- 一 関係者が通謀して一般競争の公正な執行を妨げることとなるおそれがあるとき。
- 二 特殊の構造の建築物等の工事若しくは製造又は特殊の品質の物件等の買入れであって検査が著しく困難であるとき。(ハ)
- 三 契約上の義務違反があるとき又は会社の事業に著しく支障をきたすおそれがあるとき。(ハ)
- 四 前各号のほか、契約職が不利と認めるとき。(ハ)

2 契約規程第3条第2項の金額が少額である場合とは、次の各号の一に該当するときをいう。

- 一 予定価格が800万円を超えない工事又は製造をさせるとき。(ハ、ヌ)
- 二 予定価格が500万円を超えない財産を買い入れるとき。(ハ、ヌ)
- 三 予定賃貸料が年額又は総額が300万円を超えない物件を借り入れるとき。(ハ、ヌ)
- 四 予定価格が200万円を超えない財産を売り払うとき。(ハ、ヌ)
- 五 予定賃貸料の年額又は総額が100万円を超えない物件を貸し付けるとき。(ハ、ヌ)
- 六 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が350万円を超えないものをするとき。(ハ、ヌ)

3 随意契約によることができる場合においては、指名競争に付することを妨げない。

(指名競争参加者の資格)

第22条 契約職は、指名競争に参加する者に必要な資格については、第4条第1項の規定による一般競争に参加する者に必要な資格と同一とする。(へ、ト)

(指名競争の参加)

第23条 契約職は、指名競争に付する場合には、前条の資格を有する者(以下「有資格者」という。)でなければ競争に参加させることができない。(へ、ト)

(指名基準)

第24条 契約職は、有資格者のうちから競争に参加させる者を指名しようとする場合には、別に定める基準によらなければならない。(へ)

(指名)

第25条 契約職は、有資格者のうちから前条に定める基準により競争に参加させる場合は、工事の場合はなるべく10人以上、工事以外においては5から3人程度の者を指名しなければならない。(へ)

2 契約職は、次の各号に掲げる場合においては、前項の規定にかかわらず有資格者以外

の者のうちから競争に参加させる者を指名することができる。

- 一 契約を緊急に締結する必要がある場合
  - 二 特別の技術、経験等が必要である場合
  - 三 その他社長が特に必要と認める場合
- 3 契約職は、指名競争入札の結果、落札者が不在の場合において、さらに指名競争に付するときは、当該指名競争入札に参加した者を除外して指名しなければならない。
- 4 契約職は、落札者が契約を締結しない場合において、さらに指名競争に付するときは、当該落札者を除外して指名しなければならない。

(指名通知)

第26条 契約職は、第25条の規定によって指名された業者（以下「指名業者」という。）を決定したときは、指名競争入札執行通知書又は入札依頼書により必要に応じて第5条第一号及び第三号から第六号までに掲げる事項を通知しなければならない。（ハ、ヘ）

(一般競争に関する規定の準用)

第27条 第4条の2、第4条の3及び第6条から第20条までの規定は、指名競争の場合に準用する。この場合において第6条第1項中「公告」とあるのは、「指名通知」と読み替えるものとする。（ヘ、ト）

#### 第4章 随意契約

(随意契約に付する場合又は付することができる場合) (ト)

第28条 契約職は、次の第一号から第三号までの一に該当する場合には随意契約によるものとし、また、第四号から第七号までの一に該当する場合には随意契約によることができる。（ト）

- 一 契約の性質又は目的が競争を許さない場合。（ハ）
- 二 緊急の必要により競争に付することができない場合。（ハ）
- 三 競争に付することが不利と認められる場合であって、次のイからニまでの一に該当するとき。
  - イ 現に契約履行中の工事、製造又は物品の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき。（ハ）
  - ロ 随意契約による場合は、時価に比べて著しく有利な価格をもって契約をすることができる見込みがあるとき。（ハ）
  - ハ 買入れを必要とする物品が多量であって、分割して買入れなければ売惜しみその他の理由により価格を騰貴させるおそれがあるとき。（ハ）
  - ニ 急速に契約をしなければ、契約をする機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約をしなければならないこととなるおそれがあるとき。（ハ）
- 四 予定価格が次のイからへの一に該当するとき。（ニ）
  - イ 予定価格が400万円を超えない工事又は製造をさせるとき。（ハ、ヌ）
  - ロ 予定価格が300万円を超えない財産を買入れるとき。（ハ、ヌ）
  - ハ 予定賃貸料が年額又は総額が150万円を超えない物件を借り入れるとき。（ハ、ヌ）

- ニ 予定価格が100万円を超えない財産を売り払うとき。(ハ、ヌ)
- ホ 予定賃貸料の年額又は総額が50万円を超えない物件を貸し付けるとき。(ハ、ヌ)
- ヘ 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が200万円を超えないものをするとき。(ハ、ヌ)
- 五 運送又は保管をさせるとき。
- 六 国、地方公共団体その他の公法人と契約をするとき。(ハ)
- 七 事業経営上の特別の必要に基づき、物品を買い入れ若しくは製造させ、造林をさせ又は土地若しくは建物を借り入れるとき。

2 前項第二号のうち、緊急工事等契約の取扱いは別に定めるものとする。(チ)

(競争入札後の随意契約)

第29条 契約職は、競争に付しても入札者がいないとき、落札者がいないとき又は再度の入札に付しても落札者がいないとき、若しくは落札者が契約を締結しないときは、随意契約により契約を締結することができる。

- 2 競争に付した場合に入札者がいないときで、随意契約により契約を締結しようとするときは、当該競争に参加する者に必要な資格を有する者を契約の相手方としなければならない。
- 3 契約職は、競争に付した場合において落札者がいないとき又は再度の入札をした場合において落札者がいないときで、随意契約により契約を締結しようとするときは、当該競争に参加した者を契約の相手方としなければならない。この場合においては、最低入札者から順次に随意契約の交渉を行うものとする。
- 4 前2項の場合においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、当初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。
- 5 契約職は、落札者が契約を結ばない場合で随意契約により契約を締結しようとするときは、当該落札者以外の競争に参加した者を契約の相手方とし、履行期限を除くほか、当初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。この場合においては、最低入札者から順次に随意契約の交渉を行うものとし、その契約金額は、落札者の落札金額の範囲以内でなければならない。

(随意契約によるときの予定価格の作成)

第30条 契約職は、随意契約によるろうとするときは、第9条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。(ヘ)

(見積者の決定)

第31条 契約職は、随意契約による場合においては、有資格者のうちからなるべく2者以上から見積書を徴収しなければならない

- 2 第24条及び第25条第2項の規定は、見積をさせる者（以下「見積者」という。）を決定する場合に準用する。この場合において、「競争に参加させる者」とあるのは「見積者」と、「指名」とあるのは「選定」と読み替える。(ヘ)
- 3 契約職は、前2項の場合において、特別の事情があるときは、第1項の規定にかかわらず、特定の者に命じて見積らせることができる。

(見積執行通知等)

第32条 契約職は、前条の規定により見積者を決定した場合は、次の各号に掲げる事項について、期限を定めて見積執行通知書により通知をしなければならない。

- 一 見積りする事項
- 二 契約条項を示す場所
- 三 見積執行の場所及び日時
- 四 その他必要な事項

2 前項の場合において、必要があるときは、見積者に対する指示書、図面等必要な書類を交付することができる。この場合において第7条第2項及び第8条の規定を準用する。

(へ)

(一般競争に関する規定の準用)

第33条 第12条第2項、第3項、第14条第1項第一号から第三号まで及び第五号ならびに同条第2項第一号、第三号から第五号まで、第16条の規定は、見積書を徴収する場合に準用する。この場合において、「入札」とあるのは「見積り」と、「競争に参加する」とあるのは「見積りに参加する」と、「入札者」とあるのは「見積者」と、「入札状況」とあるのは「見積状況」と読み替える。(ホ、へ)

(契約の相手方の決定)

第34条 契約職は、第31条の規定に基づき見積書を徴収したときは、予定価格の制限の範囲内で価格その他の条件が会社にとって最も有利なものをもって申込みをした者を契約の相手方としなければならない。

2 契約職は、契約の性質又は目的により見積書を徴取し難い場合は、第31条の規定にかかわらず価格その他の条件が会社にとって最も有利なものをもって申込みをした者を契約の相手方とすることができる。

## 第5章 契約の締結

(契約締結の通告)

第35条 契約職は、競争により落札者を決定したとき又は随意契約により契約の相手方を決定したときは、これらの者に、直ちに当該契約の締結日その他必要な事項を明示しなければならない。

(契約書の作成)

第36条 契約職は、前条の通告を行ったときは、遅滞なく、次の各号に掲げる事項のうち必要と認められる事項を記載した契約書を作成し、契約の相手方とともに記名押印しなければならない。

- 一 契約の目的
- 二 契約金額
- 三 契約締結年月日
- 四 履行期限
- 五 契約保証金
- 六 契約履行の場所

- 七 契約代金の支払い又は受領の時期及び方法
- 八 監督及び検査
- 九 履行の遅延その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- 十 危険負担
- 十一 契約不適合責任
- 十二 契約に関する紛争の解決方法
- 十三 その他必要な事項

2 前項の契約書は電磁的記録に代えることができる。

3 前項により契約書を電磁的記録に代える場合は、記名押印に代えて電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項の電子署名をいう。）を行わなければならない。

（契約書の附属書類）

第37条 契約職は、前条の規定により契約書を作成する場合は、次の各号に掲げる事項のうち契約の目的等に応じ、必要と認められる書類を附属書類としなければならない。

- 一 共通仕様書
- 二 特記仕様書
- 三 設計図（位置図、平面図等の図面を含む。）
- 四 設計書
- 五 その他当該契約に必要な書類

（契約書作成の省略）

第38条 契約職は、次の各号の一に該当する場合にあつては、契約書の作成を省略して請書の徴取をもってこれに代えることができる。

- 一 契約金額が300万円を超えない契約を締結するとき。
- 二 習慣上契約書の作成を要しないと認められるとき。

2 前項の場合において、次の各号の一に該当する場合にあつては、更に請書の徴取を省略することができる。ただし、契約の適正な履行を確保する必要があるものについては、請書に準ずる書面を徴する等必要な措置を講ずるものとする。

- 一 契約金額が200万円を超えない契約を締結するとき。
- 二 習慣上請書の徴取を要しないと認められるとき。
- 三 国又は地方公共団体その他の公法人と契約を締結するとき。

（工事費等内訳明細書及び工程表）

第39条 契約職は、工事等の請負又は委託契約にあつては、契約締結後、すみやかに契約の相手方から工事においては工事費等内訳明細書及び工程表を、設計、監理、測量及び工事の施行に必要な調査においては工程表を提出させなければならない。

（契約保証金）

第40条 契約職は、契約を締結する場合において当該契約の相手方から契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、その必要がないと認められる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

2 契約職は、契約規程第7条第1項ただし書の規定により、次に掲げる場合においては、

契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- 一 契約の相手方が保険会社との間に会社を被保険者とする履行保証保険契約を結んだとき。
  - 二 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を結んだとき。
  - 三 第4条第1項及び第2項の資格を有する者による一般競争に付し、若しくは指名競争に付し、又は随意契約による場合において、その必要がないと認められるとき。(へ、ト)
  - 四 第38条の規定により契約書の作成を省略することができる契約である場合。(イ)
- 3 第1項の契約保証金を納入させる場合、納付すべき金員等については、第8条第1項の規定を準用する。(へ)
  - 4 前項において準用する第8条第1項第四号に規定する担保は、次に掲げるものとする。(へ)
    - 一 銀行又は会社が確実と認める金融機関の保証
    - 二 保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)に定める保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証
  - 5 契約職は、第1項に規定する契約保証金については、契約の履行が完了したときに納入者に返納するものとし、契約の相手方がその契約上の義務を履行しない場合は、会社に帰属させるものとする。

## 第6章 契約履行の確保

(業務等の再委任等) (ト)

第41条 契約職は、契約の相手方に当該契約に係る業務等の全部又は大部分を一括して第三者に委任させ、又は請負わせてはならない。ただし、業務等の一部であってあらかじめ、再委任等承諾申請書等を提出させ審議のうえ再委任等承諾書等により承諾する場合は、この限りでない。(ト)

2 前項の実施に必要な事項は別に定めるものとする。(ト)

(契約の履行遅滞等)

第42条 契約職は、契約の相手方の責めに帰すべき理由により、約定期限内に債務を履行することができない場合約定期限経過後、相当の期間内に履行する見込のあるときは、契約の相手方から延滞損害金を徴収して期限を延長することができる。

2 前項の規定による延滞損害金の額は、契約金額(目的物の受渡しを行った部分があるときは、その部分を除く。)について一定の割合で計算した額とする。

(契約の解除)

第43条 契約職は、契約の相手方が次の各号の一に該当する場合は契約を解除することができる。

- 一 正当な理由によらないで契約を履行しないとき、又は約定期限までに債務の履を完了する見込みがないとき。
- 二 正当な理由により契約の解除を申し出たとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、この契約の条件に違反し、契約の目的を達することができないとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において履行部分があるときは、これを引き取るものとする。この場合における代価は、履行部分相当額とする。

3 第1項の規定により契約を解除した場合において第61条の規定による前払金があるときは、当該前払金の額（第62条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を前項の履行部分に相当する契約金額から控除するものとする。この場合において受領済みの前払金額になお余剰があるときは、契約の相手方に対し、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、一定の割合で計算した額の利息を徴収するものとする。

(違約金の徴収)

第44条 契約職は、前条第1項第一号及び第三号の規定により契約を解除したときは、契約の相手方から契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として徴収しなければならない。ただし、第40条第5項の規定により契約保証金を会社に帰属させるときは、これを徴収しないものとする。

(危険及び損害負担の措置)

第45条 契約職は、契約の目的物の受渡し前に、契約当事者双方の責めに帰することのできない理由により、債務の全部又は一部が履行不能になった場合の損害は、契約の相手方の負担としなければならない。

2 前項の場合において、契約の相手方が契約の履行に伴い通常避けることができない理由により第三者に損害を与えたときは、会社はその損害を負担することができる。ただし、その損害のうち契約の履行につき契約の相手方が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものはこの限りでない。

3 第1項の場合において、天災その他不可抗力により契約の相手方が損害を受けたときは、の損害が重大で、かつ、契約の相手方が善良な管理者の注意をしたと認められる場合に限り、その損害の全部又は一部を会社の負担とすることができる。

(契約金額の変更)

第46条 契約職は、必要があると認める場合には履行中の契約についてその内容を変更するものとし、契約金額を変更するときは第29条から第32条までの規定を準用するものとする。

2 前項の変更契約の取扱いは別に定めるものとする。(ト)

(履行期限の変更等)

第47条 契約職は、契約の履行期限を変更しようとするときは、契約の相手方に、変更の理由及びその他必要な事項を履行期限変更通知書により通知し、履行期限変更承諾書を徴しておかななければならない。

2 契約職は、契約の相手方が正当な理由により契約期限内に債務を履行することができない場合は、その理由、延期日数等を履行期限延長願により届け出させ、履行期限の延長を承諾する場合は、履行期限延長承諾書により行うものとする。

3 契約職は、工事等を一時中止しようとするときは、工事（業務）中止通知書により通知

するものとする。

(契約書等の変更)

第48条 契約職は、契約内容を変更したときは、契約書（請書を含む。以下この条において同じ。）及びその附属書類をすみやかに変更しなければならない。

2 変更契約書は、工事（業務）変更契約書に準拠して作成するものとし、この場合においては、第35条及び第36条の規定を準用する。

(変更による損害の補てん)

第49条 契約職は、会社の責めに帰すべき理由により契約内容を変更した場合において、契約の相手方が損害を受けたと認めるときは、これを補てんする措置をとることができる。

(契約不適合責任期間)

第50条 契約職は、契約を締結する場合において、必要があると認めるときは、契約の目的物について、その耐用年数及び取引の慣行等を考慮して契約不適合責任期間を定めるものとする。

(契約不適合責任)

第51条 契約職は、契約の目的物の引渡しを受けた後、契約の内容ごとに定めた契約不適合責任期間内にその目的物に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）であるときは、契約の相手方に目的物の修補、代替物の引き渡し又は不足分の引き渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項に規定する契約不適合が重大で契約の目的を達することができないと認める場合は、契約を解除することができる。この場合において、必要があると認められるときは、損害賠償を請求することができる。

## 第7章 監督及び検査

(監督の方法)

第52条 契約規程第9条に規定する契約の適正な履行を確保するため必要な監督は、別に定めるところにより、立会い、指示、その他の適切な方法によって行うものとする。

(検査の方法)

第53条 契約規程第10条に規定する契約についての給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う業務の履行部分の確認を含む。）をするために必要な検査は、別に定めるところにより、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行うものとする。

(検査の種類)

第54条 検査の種類は、完済検査、部分検査及び既済部分検査とする。

2 完済検査は、契約の相手方が契約の履行を完了した時に行うものとする。

3 部分検査は、契約の履行が可分である場合において、契約の相手方が契約の一部を履行した時に行うものとする。

4 既済部分検査は、契約の履行が不可分である場合において、契約の履行の完了前に当該

契約の履行部分に対して、契約代金の一部を支払う場合に、当該既済部分について行うものとする。

(検査の時期)

第55条 検査の時期は、契約の相手方から届出書の提出を受けたときに遅滞なく行うものとする。

(検査の一部省略)

第56条 契約職は、業務等において、契約金額が200万円を超えない契約については、数量以外のものの検査を省略することができる。

(検査に不合格の場合)

第57条 契約職は、検査の結果履行の全部又は一部が契約に違反し、又は不当であると認めるときは、契約の相手方に対し代替品の提供、若しくはその他契約履行のための適切な措置を講じさせなければならない。

2 契約職は、契約の相手方が代替品の提供、その他契約の履行のため適切な措置を講じたときは、遅滞なく再検査を行うものとする。

(検査調書の作成)

第58条 契約職は、検査を完了し、かつ検査の合格を認定したときは、遅滞なく検査調書を作成しなければならない。

(検査調書の省略)

第59条 契約職は、次の各号の一に該当する場合において、第55条に規定する届出書に検収印を押印することにより、前条の検査調書の作成を省略することができる。

一 継続的供給契約に基づき分割して履行される契約の目的物について部分検査を行うとき。

二 第38条の規定により契約書又は請書の作成を省略した契約に基づき履行された契約の目的物等について検査を行ったとき。

(契約目的物の引渡し)

第60条 契約職は、契約の相手方から債務の履行を完了した旨の書類による届出を受理したときは、約定された期間内に検査を行い、当該検査の結果、債務の履行が完了したものと確認したときは、契約の相手方にこの旨を通知しなければならない。

2 契約職は、前項に規定する通知を行った場合において、約定の目的物の受渡しを必要とするときは、文書により引渡しを受けるものとする。

## 第8章 代金の支払

(前金払)

第61条 契約職は、必要と認める場合は、契約金額の100分の40以内の金額を前金払することを内容とする契約を締結することができる。

2 契約職は、前項の前金払を行おうとする場合は、契約の相手方に、保証事業会社と契約の履行期間を保証期間とする前払金保証契約を締結させ、その保証証書を会社に寄託させなければならない。

(部分払)

第62条 契約職は、必要と認める場合は、目的物の完成前に履行部分に相応する契約代金相当額の100分の90以内の金額を部分払することを内容とする契約を締結することができる。ただし、性質上可分の工事については、当該工事の完成部分に対する契約代金相当額の全部まで支払うことを内容とする契約を締結することができる。

2 契約職は、前条の規定により前金払を受けている契約の相手方に対する部分払の額は、次の各号に定める区分に従い、同号に定める算式により算出した額を超えない額とする。ただし、第2回以降の部分払については、前項及び算式中「契約代金相当額」とあるのは「契約代金相当額からすでに部分払の対象となった契約代金相当額を控除した額」とするものとする。

一 性質上不可分な履行部分に対する部分払の場合

$$\text{前項の契約代金相当額} \times \frac{9}{10} - \frac{\text{前払金額}}{\text{契約代金額}}$$

二 性質上可分な工事の完成部分に対する部分払の場合

$$\text{前項の契約代金相当額} \times 1 - \frac{\text{前払金額}}{\text{契約代金額}}$$

(完了払)

第63条 契約職は、契約の目的物の引渡しを要する契約については、その引渡しを受けたとき、その引渡しを要しない契約については、債務の履行が完了したことを確認したときは、契約の相手方の請求に基づき当該契約の債務に係るすべての代価を支払わなければならない。

2 前項の場合において、違約金、延滞損害金、賠償金その他の徴収すべき金額があるときは、支払代価からこれらの金額を控除し、なお、不足を生ずるときは追徴しなければならない。

## 第9章 雑 則

(契約管理台帳)

第64条 契約職は、契約を締結したときは、そのつど契約管理台帳に所要事項を記載しなければならない。(ト)

(共同企業体に対する措置)

第65条 契約職は、有資格者である共同企業体又は有資格者により結成された共同企業体を契約の相手方として契約を締結することができる。この場合においては、当該共同企業体を結成した構成員全員の連帯責任を履行条件として、構成員全員の連名による締結方法をとらなければならない。

2 前項に規定する共同企業体と契約を締結しようとするときは、少なくとも次に掲げる事

項を記載した協定書を提出させなければならない。

- 一 共同企業体の名称
- 二 構成員の分担区分
- 三 共同企業体の事務所の所在地
- 四 共同企業体の代表者とその権限
- 五 構成員の責任とその措置
- 六 契約代金の配分方法
- 七 共同企業体解散後の契約不適合責任

(知的財産権に関する契約上の特約) (ト)

第66条 契約職は、会社が締結した業務等の実施に伴い知的財産権が生じうる場合又は生じた場合は、その取扱いについて契約上の特約を設けることができる。

2 前項の実施に必要な事項は別に定めるものとする。(ト)

(準則の廃止)

第67条 会社契約準則(平成16年細則第8号)及び会社工事等契約準則(平成16年細則第10号)は廃止する。(ニ)

(その他)

第68条 この細則を実施するために必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この細則は平成17年6月1日から施行する。

附 則 (イ)

この細則は平成18年1月17日から施行する。

附 則 (ロ)

この細則は平成19年7月10日から施行する。

附 則 (ハ)

この細則は平成22年7月27日から施行する。

附 則 (ニ)

この細則は日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律(平成26年法律第120号)の施行される日から施行する。

附 則 (ホ)

この細則は、平成30年1月23日から施行し、この細則による改正後の中間貯蔵・環境安全事業株式会社契約細則第12条第2項、第4項及び第14条第2項第二号の規定は、平成30年1月23日以降に入札公告をするものから適用する。(ヘ)

附 則 (ヘ)

この細則は平成30年10月1日から施行する。

附 則 (ト)

この細則は平成31年3月19日から施行する。

附 則 (チ)

この細則は令和元年10月29日から施行する。

附 則 (リ)

この細則は令和4年10月1日から施行する。

附 則 (ヌ)

この細則は令和7年4月1日から施行する。